

手続きの流れ

1. 補助金の交付申請 <申請者 → 市(地域振興課)>

- ① 補助金等交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書
- ③ 事業設計書又は見積書
- ④ 各施設の図面及び仕様書
- ⑤ 位置図
- ⑥ 現況写真

※左記の必要書類を提出して下さい。

2. 補助金交付・不交付決定の通知<市(地域振興課)→ 申請者>

補助金の交付(不交付)及び金額を決定し通知します。
「補助金等交付決定通知書」もしくは「補助金等不交付決定通知書」

3. 補助事業の実施 <申請者> ← 補助金交付する場合

※補助金等交付申請書のとおり、補助事業を実施してください。

4. 補助事業実績の報告 <申請者 → 市(地域振興課)>

- ① 補助事業等実績報告書(様式第4号)
- ② 領収書(写し)
- ③ 事業完了写真

※左記の必要書類を提出して下さい。

5. 補助事業検査の実施 <市(地域振興課)>

市が補助事業等実績報告書の審査及び現場確認を行います。

6. 補助金の請求 <申請者 → 市(地域振興課)>

- ① 補助金等交付請求書(様式第3号)

※左記請求書を提出して下さい。

7. 補助金の交付 <市(地域振興課) → 申請者>

申請者の指定口座に補助金を入金します。

【お問い合わせ先】

〒669-2397 丹波篠山市北新町41
丹波篠山市 市民生活部 地域振興課
TEL 552-5112